

令和4年3月

青雲中学校保護者各位

青雲中学校
事務局長 高野 道生

就学援助制度について（お知らせ）

平素より学園運営につきましてご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、経済的理由により就学が困難となる中学生の保護者を対象とした就学援助制度について、下記のとおりご案内いたします。詳細については、お住いの市町村教育委員会へお問合せください。

なお、長崎市にお住まいの方については、教育委員会から学園宛てに申請書が送付されております。学園事務室（担当：平山）までご連絡いただきましたら、お渡しできますのでお知らせください。

また、既に受給している方については、次年度の申請書を別途送付しておりますので、そちらをご確認ください。

記

1. 就学援助の対象となる者
生活保護受給者、または、生活保護受給者に準ずる者
【認定基準は各市町村により異なります】
2. 補助対象費目
学用品費、修学旅行費等
【対象費目は各市町村により異なります】
3. 問い合わせ先
保護者住民票のある各市町村教育委員会
※ 長崎市へ申請を希望する場合は、3/15(火)までに、学園事務室までご連絡
ください。申請書をお渡しいたします。

以上